

TPP と RCEP

——比較研究と今後の日本の進路に関する一考察——

西 口 清 勝

内容

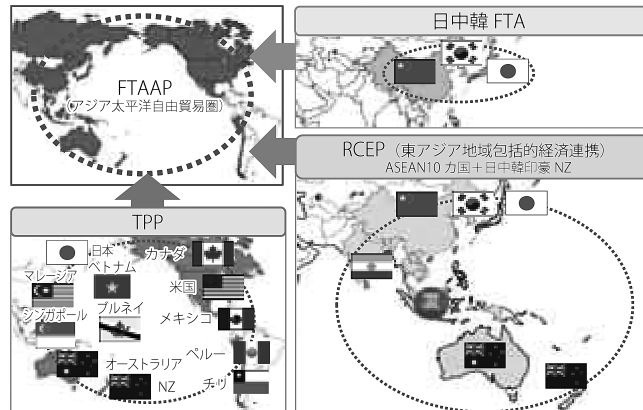
- I. はじめに
- II. 難航する TPP 交渉とその原因
- III. 実現可能性を有する RCEP の問題点
- IV. 今後の展望

I. はじめに

TPP (Trans-Pacific Partnership, 環太平洋経済連携協定) や RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership, 東アジア包括的経済連携協定) という「メガ FTA」が注目を集める背景には、WTO の機能不全という問題がある。WTO は、2013年12月3日から6日までの間、インドネシアのバリ島で閣僚会合を開いた。課題は、2001年から開始された「多角的貿易交渉 (ドーハ・ラウンド)」の全8分野—①農業 (農産品の関税や補助金の削減)、②貿易円滑化 (税関手続きの簡素化や規制の事前発表)、③開発 (発展途上国に対する関税優遇制度)、④非農産品関税 (鉱工業品などの関税削減)、⑤サービス (記入や通信、流通業などの外資規制撤廃)、⑥ルール (不当な安値で輸出することの防止)、⑦環境 (環境に配慮した製品の関税撤廃) および⑧知的財産権 (ワインや農産物の特産地の名前を勝手に使用することの禁止)—の内比較的合意に達しやすい、①農業、②貿易円滑化、③開発、の3分野に絞って部分合意を達成することにあった。WTO は2001年にドーハ・ラウンドを開始して以来10年余りが経つにも拘わらず何ら具体的な成果を挙げることができなかった。2011年12月のスイス・ジュネーブで開かれた閣僚会合で全8分野の合意を断念したのを受けて、今回の閣僚会議では3分野に限って部分合意を目指していた。しかし、それにも拘わらず交渉は難航し日程を1日延長することによってやっとのことで合意に達した。アゼベト WTO 事務局長は「WTO は生き返った」と強調したが、ドーハ・ラウンド全体の交渉は事実上棚上げにされる公算が大きく、WTO の場での多国間貿易交渉は限界を迎えつつあると現地からの報道は伝えている (『朝日新聞』2013年12月8日付け)。交渉が難航している原因は、多分野の課題を抱えて先進国と途上国との間に深刻な対立にあり、加えて加盟159カ国・地域の全てが賛成しないと合意出来ないという原則がある。

このように、グローバリズムの旗手と目されている WTO が機能不全に陥る一方で、ジェトロ [2013] がその機関紙『ジェトロ・センサー』(2013年12月号) で特集「到来! メガ FTA 時代」

図表 1 : FTAAP への道筋



(出所) 経済産業省 [2013], 『通商白書』(2013年版), 58頁。

を組んでいるように、リージョナリズム(地域主義)に新たに大きなうねりが生じてきている。同特集は、2013年に5つの大型のFTA交渉が相次いで動き出したことに着目している。すなわち、3月に日中韓FTA、4月に日本=EU・FTA、5月にRCEPがそれぞれ交渉を開始し、7月には日本はTPPの交渉に正式に参加した。また、7月には米=EU・FTAであるTTIP(Transatlantic Trade and Investment Partnership、環大西洋貿易投資連携協定)が交渉を開始した。この大きなうねりをもって同特集は、2013年を「メガFTA元年」と名付け、その背後には上記のWTOでの貿易交渉の停滞に対して、米国、EU、日本、中国、等の貿易大国が、通商政策のツールとしてWTOを最大限活用しFTAを補完的に使うという従来の戦略から、主要な貿易相手国とのFTAを最優先する方針へと大きく舵を切ったことがある、と的確な指摘を行っている。

小論では、この5大FTAの内、日本の今後の進路にとって大きな影響を及ぼすものと考えられているTPPとRCEPの2つを取り上げて検討を加える(図表1「FTAAPへの道」、参照)。II節では交渉が難航しているTPPについてその原因を分析し、III節では実現する可能性を有しているRCEPの問題点について考察する。最後にIV節ではTPPとRCEPの比較研究を行い、日本の今後の進路について展望する。

II. 難航する TPP 交渉とその原因

TPPは、2006年のP4(ブルネイ、チリ、ニュージーランドおよびシンガポール)から始まったが、4つの小国による協定であったため世界の関心を惹くことはなかった。しかし、米国が2009年に参加を表明することで俄然注目を集めることになった。TPPを主導するのはオバマ政権である。すでに拙稿[西口, 2012]でもふれた通り、オバマ大統領は2011年11月17日に「オバマ・ドクトリン」と呼ばれる重要な演説をオーストラリア議会で行ったが、その内容は中東地域からアジア太平洋地域重視への「リバランス」戦略であり、そのためにはグローバル経済危機の主因であるグローバル不均衡(アメリカの経常収支の大幅赤字)の「リバランス」をTPPを梃子にして「国家輸出倍增計画」によって克服しようということがあった。このオバマ政権の意図を汲んで、2010

年10月に菅直人首相（当時）が突然 TPP 参加を検討することを表明する。同年11月の APEC サミットで、TPP を梃子にして FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）を土台にして「APEC 共同体」を構築する「横浜ビジョン」を発表することで、実質は「日米 FTA」となる（TPP 参加12カ国の GDP に占める日米の割合は約 8 割にも達する）TPP に日本も関与することになった。しかし、これもまた拙稿〔西口, 2011〕ですでに指摘したように、アジア経済危機後に東アジアにおいて急速に台頭した地域主義（regionalism）の流れの中で中国が支持する「ASEAN+3」に対応する形で「ASEAN+6」を日本が提案し共に「東アジア共同体」を構築しようという戦略の変更を意味するものであった。TPP を通じて FTAAP を形成する道筋の先にある目標は「東アジア共同体」の構築ではなく「APEC 共同体」の構築であり、東アジアの地域協力をアジア太平洋の地域協力に変更して換骨奪胎するものと言わなければならない。

図表 2 「TPP 交渉で扱われる分野」が示しているように TPP の基本的な考え方は、①高い水準の自由化と②非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定（21分野を網羅している）、にある。オバマ政権は来年秋の中間選挙に勝利するためにも TPP 交渉で成果を挙げるといふ事情もあり、2013年内という早期の合意に拘った。しかし、2013年10月8日にインドネシアのバリ島で開かれた TPP 首脳会合に、米国内の財政問題を巡る与野党の深刻な対立（それは政府機関の一時閉鎖にまで至った）のため、オバマ大統領が欠席を表明（2013年10月3日）せざるを得なくなったことも大きなマイナス要因となり、目標としていた大筋合意に至らず、シンガポールでの TPP 閣僚会議（2013年12月7-10日）へと先送りとなった。そのシンガポールでの閣僚会合でも結局年内合意を断念して先送りとなった。

このように TPP を巡る交渉が難航を重ねている主たる要因は次のようである。

第 1 に、TPP 交渉においても WTO のドーハ・ラウンド交渉が難航しているのと同様な構図が見られることがある。すなわち、多分野の課題を巡って先進国と途上国が激しく対立している構図であって、TPP 交渉の場合は先進国特に米国と途上国が対立した。TPP の場合はそれに加えて米国とオーストラリアおよび日本という先進国間の対立も見られる。現地からの報道が「成否握る米の妥協」（『毎日新聞』2013年12月7日付け）と指摘したが、米国は妥協を拒否し柔軟性を欠く交渉姿勢に終始した。その原因として、オバマ大統領の威信の低下により米議会に TPP 交渉に対する異論が高まりつつあって安易な妥協は議会の合意を得られないという恐れがある。オバマ政権は今回、通商交渉の権限を事実上大統領に一任する「貿易促進権限（TPA）」法案を成立させておらず、TPP 交渉が妥結しても議会から修正を求められる恐れがあったのである。米国の TPP 交渉を指揮した米通商交渉代表部（USTR）のフロマン代表は「低水準の協定を結ぶくらいなら、何も結ばない方がましだ」ともらしたという（『京都新聞』2013年12月11日付け）。

第 2 に、TPP 交渉が難航している分野は、図表 3 「TPP 交渉をめぐる対立の構図」が示す 4 つの分野に加えて関税撤廃を巡る日米の対立（後述）の 5 つがある。①競争政策では、米国は国有企業と民間企業の対等な競争を求めたが、マレーシアは独自のマレー人優先政策（プミブトラ政策）の立場から、またヴェトナムはドイモイ政策を推進する立場から、国有企業を保護することを優先しており、交渉は平行線を辿った。②知的財産権では、米国は医薬品の特許期間の延長を求めたが、マレーシアやヴェトナム等の途上国は安価な後発医薬品（ジェネリック）の普及が遅れ医薬品の価格上昇につながるとして反対した。③投資の促進・保護では、米国が企業の投資

図表 2 : TPP 交渉で扱われる分野

TPP の基本的考え方				
(出典：昨年 9 月に発出された「TPP 貿易関係による首脳への報告書」等)				
1. 高い水準の自由が目標 アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。				
2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定 FTA の基本的な構成要素である物品市場アクセス (物品の関税の撤廃・削除) やサービス貿易のみではなく、非関税分野 (投資、競争、知的財産、政府調達等) のルール作りのほか、新しい分野 (環境、労働、「分野横断的事項」等) を含む包括的協定として交渉されている。				
(1)物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(2)原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品 (= 締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3)貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4)SPS (衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5)TBT (貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められるところがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6)貿易救済 (セーフガード等) ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置 (セーフガード措置) について定める。	(7)政府調達中央政府や地方政府等に よる物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	(8)知的財産知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取り締まり等について定める。	(9)競争政策貿易・投資の自由化で 得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策、政府間の協力等について定める。	サービス (10)越境サービス 国境を越えるサービスの提供 (サービス貿易) に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
サービス			(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15)投資 内外投資家の無差別原則 (内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。
(11)一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続き等に関するルールを定める。	(12)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13)電気通信 電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(16)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。	
(17)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18)制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	(19)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20)協力 協定の合意事項を履行するがための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21)分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

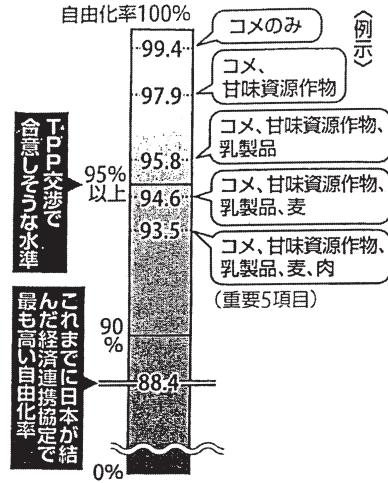
資料：「TPP 協定交渉の現状 (説明資料) (出典：内閣官房) (出所) 経済産業省 [2013]、『通商白書』(2013年版)、62頁。

図表3：TPP交渉をめぐる対立の構図



(出所) 『毎日新聞』2013年12月11日付け。

図表4：農産物の重要5項目と貿易自由化率



重要5項目に入る農産品は586品目にも上る

コメ	58品目	精米、米粉、せんべいなど
甘味資源作物	131品目	粗糖、シロップ、チョコレートなど
乳製品	188品目	チーズ、脱脂粉乳、バターなど
麦	109品目	小麦粉、パスタ、ピザなど
牛肉・豚肉	100品目	ベーコン、ソーセージ、タンなど

(出所) 『読売新聞』2013年10月8日付け。

先の政府を訴えることができる「ISDS (Investor-State Dispute Settlement, 投資家と国家の紛争解決)」条項の導入を求めたが、オーストラリアが反対した。④環境では、先進国並みの排ガス規制基準の導入を求める米国や日本に対して、途上国が反対した。

TPP はすでにふれたように、高い水準の自由化を多分野に実現するという、市場原理主義がその基本的な性質となっている FTA である。およそ先進国と途上国とを包含する FTA 交渉においては、国際競争力、技術水準、知的財産、等々において大きく劣る途上国に先進国が一定の配慮と妥協を行わなければ両者が合意に達することは難しい。しかし、今回 TPP 交渉において米国は多くの分野で高い自由化を実現するという目標を掲げ、相手国の市場と経済を強引にこじ開ける戦略—その背後にはオバマ政権の「国家輸出倍增計画」と米国多国籍企業の利益優先がある—を採り、その結果交渉は難航を極め合意に達することはできなかった。

ここで、日本がどのように TPP 交渉に関わったかについてみておこう。日本は2013年2月22日の日米会談（於ワシントン）で安部首相が TPP に交渉参加をすることを表明し、同年7月から TPP の正式メンバー国になった。同年10月の TPP 首脳会合の関税交渉において、自民党の西川公也 TPP 対策委員長が、突然「聖域」(重要5項目。586品目)にも関税撤廃を対象とするという公約違反の発現を行った(10月6日)。その理由は、米国からの100%関税撤廃という強い圧力があったからに他ならない。これが⑤関税撤廃を巡る日米の対立の構図であり、同年12月の TPP 閣僚会合でも再度取り上げられた。図表4「農産物の重要5項目と貿易自由化率」が示すように、日本がこれまで関税を撤廃したことがある品目は89.7%である。重要5項目の関税を維持しそれ

以外の関税を撤廃した場合には自由化率は93.5%にまで上昇する。この自由化率を更に上回るためには、重要5項目(586品目)にも関税撤廃を行う必要がある。日本側の事情はこのようであったが、米国は100%の関税撤廃を主張し一切の妥協に応じなかったため、日米の関税撤廃交渉は不調に終わった。今回の TPP 交渉において日本は米国と途上国との仲介役を買って出て存在感を示そうとしたが、関税撤廃を巡る日米の対立によってその役割を何ら果たすことができなかった。

Ⅲ. 実現可能性を有する RCEP の問題点

まず、RCEP が提案される経緯について見ておこう。米国主導の TPP に対して、2011年11月にインドネシア・バリ島で開かれた第19回 ASEAN サミットの「第3バリ宣言—グローバルな諸国民の共同体の中での ASEAN 共同体に関するバリ宣言」([ASEAN, 2011])の中で、ASEAN が ASEAN+6 の16カ国から成るアジア広域経済圏の構想=「包括的な地域経済連携のための ASEAN の枠組み」(the ASEAN Framework for Regional Comprehensive Economic Partnership)を提案することで RCEP はスタートした。ASEAN がこうした構想を提案した背景には、米国による ASEAN の分断— TPP 交渉加盟国(ブルネイ、マレーシア、シンガポールおよびヴェトナム)と非交渉加盟国—に対して ASEAN の求心力を高め、かつ東アジアの地域経済協力において中心的な役割— ASEAN の「中心性」(centrality)—を果たすという強い危機感と意思が働いていた。

その後、RCEP の交渉は順調な展開を見せて行く。2012年11月にカンボジアのプノンペンで開かれた第21回 ASEAN サミットで、1)「RCEP 交渉の立上げに関する共同宣言」(Joint Declaration on the Launch of Negotiations for Regional Comprehensive Economic Partnership) ([ASEAN, 2012a]) と 2)「RCEP 交渉の基本指針および目的」(Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership) ([ASEAN, 2012b]) を発表する。

前者の「共同宣言」においては、①[東アジア]地域の貿易および投資の拡大を促進し世界経済の成長および発展に寄与するために、現代的で包括的な質の高いかつ互恵的な経済連携協定を達成する、②RCEP を通じて地域統合を拡大および深化させる、および③2013年の早期に RCEP 交渉を開始し2015年末までに交渉を完了させることを目指す、ことが謳われていた。

後者の「基本方針と目的」においては、RCEP 交渉における8つの原則と8つの交渉分野が列挙されていた。RCEP の8つの原則は次のようである。①GATT 第24条と GATS 第5条を含む WTO と整合的である、②既存の ASEAN+1FTA を大きく上回る改善しより広範で深化した約束がなされる、③貿易と投資の円滑化と透明性を向上させかつグローバルなサプライ・チェーンと地域的なサプライ・チェーンへの加盟国の参加を促進する、④加盟国の発展段階を考慮に入れて、特別な待遇や異なる待遇の供与を含む適切な形態での柔軟性を持ち、さらに ASEAN の後発加盟国には追加的な柔軟性を供与する、⑤ ASEAN+1FTA と加盟国の二国間と多国間の FTA は存続する、⑥ ASEAN の FTA パートナー国や域外の経済パートナー国が RCEP に参加できるように開かれた加盟条項が設けられる、⑦ RCEP の途上国や後発途上国が利用可能な技術協力や能力開発に関する条項を設ける、および⑧包括的でバランスの取れた成果を確保するた

めに物品貿易，サービス貿易，投資およびその他の分野の交渉は並行して行われる。

他方，8つの交渉分野は，①物品貿易（事実上全ての物品貿易に関する関税および非関税障壁を漸進的に撤廃することを目指す），②サービス貿易（包括的で質の高いサービス貿易を目指しサービス貿易に関する規制や差別を撤廃する），③投資（地域における自由で円滑で競争的な投資環境を作り出すことを目指す），④経済協力と技術協力（RCEPの下での経済協力と技術協力は加盟国間の開発格差を縮小し相互利益を最大化することを目指す），⑤知的財産（経済統合と知的財産権の利用，保護および執行を促進することによって貿易と投資に対する知的財産権に関連する障壁を低下させる），⑥競争（競争分野における加盟国間の能力と国家体制の大きな差異を認識して協力できる基礎を提供する），⑦紛争解決（RCEPには協議と紛争解決のための効果的で効率的かつ透明な紛争解決のためのメカニズムが含まれる），⑧その他の事項（交渉の過程で新たに生じる事項も考慮する），である。

上記の8原則の中で特に注目されるのは第4番目の原則（加盟国の発展段階を考慮に入れて，特別な待遇や異なる待遇の供与を含む適切な形態での柔軟性を持ち，さらにASEANの後発加盟国には追加的な柔軟性を供与す）であり，他方8つの分野では第4番目の分野（経済協力と技術協力。それはRCEPの下での経済協力と技術協力は加盟国間の開発格差を縮小し相互利益を最大化することを目指す）と第7番目の分野（RCEPの途上国や後発途上国が利用可能な技術協力や能力開発に関する条項を設ける）であろう。それらは加盟国間の発展段階の違いや格差の存在を考慮に入れて，柔軟な交渉や経済協力並びに技術協力（とりわけASEAN後発加盟国に対して）を重視したものである。RCEPの交渉は，2013年5月に第1回交渉会合，同年8月に第1回閣僚会合が持たれ，2015年内に合意を目指してこれまでのところ順調に推移してきている。TPP交渉が難航しているのに比して，柔軟な交渉が可能であるためRCEPは実現する可能性があるといえる。2013年10月8日に開かれたTPP首脳会合が何ら成果を挙げる事が出来ず不調に終わったのと対照的に，その2日後にブルネイで開かれた第8回東アジアサミットの議長声明（[ASEAN, 2013]）において，RCEP交渉におけるASEANの中心性が認められることと並んでRCEP加盟国間の発展の格差を縮小し相互利益を最大化することを目指すRCEPの貿易自由化に関するイニシアティブによって経済統合が深化していると評価している。事実，「TPPの推進力が落ちるほどアジアはRCEPに肩入れする」と現地からの報道は伝えている（『日本経済新聞』2013年10月11日付け）。

しかし，RCEP交渉に問題点がない訳ではない。RCEPの現状は，ASEANを「ハブ」とし，日本，中国，韓国，インド，オーストラリア・ニュージーランドの5つを「ホーク」とする，5つのASEAN+1 FTAの束に過ぎず，今後どのように単一のシームレスなアジア広域経済圏を構築するかという大きな課題があるのである。Sanchia Basu Das [2013a] が言うように，5つのASEAN+1 FTAの間には締結時期の違いや内容（合意された経済項目と範囲）に大きな差異がある。この点をより詳しく検討したのがBaldwin, Richard and Masahiro Kawai [2013]の研究である。彼らは，締結時期や内容が異なるFTAが乱立することに伴う「ヌードル・ボールまたはスパゲッティ・ボール問題（“noodle bowl or spaghetti bowl problems”）」の解決が必要であるという。その理由は，東アジアにおいては貿易と投資による国際的な生産網ないしサプライ・チェーンが形成されてきており—彼らはそれを「工場アジア」（Factory Asia）と呼んでいる—こうした市場の諸力こそが経済発展のエンジンとなっているのに対して，東アジアの各国政府間で締結され形成されたFTAが異なっているため障害となり取引費用が発生しているからであって，

RCEP によって単一で東アジア地域大の FTA を作り上げる意義は大きいと述べている。確かに、この問題を解決できるかどうか RCEP 交渉の命運が掛っているといても過言ではないだろう。

IV. 今後の展望

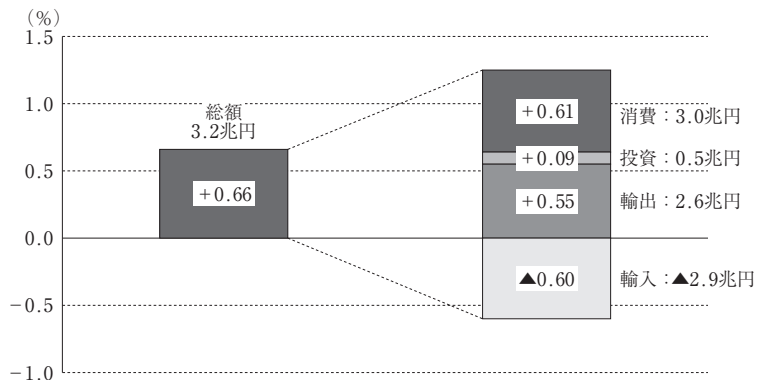
TPP と RCEP の比較研究と今後の展望に関する研究は、内外共に決して少なくはない。例えば、Sanchia Basu Das [2013b] によれば、米国主導の TPP は 100% 関税廃止という質の高い FTA を目指しており、他方 ASEAN 主導の RCEP はいわゆる“ASEAN way” (コンセンサス方式と漸進主義) で交渉が行われるため対照的であり、中国が近未来において TPP に加盟することはないと予想されかつ RCEP を支援していることから米中間の対立という側面を持っているという。しかし、TPP も RCEP も東アジアにおける国際生産網やサプライ・チェーンの発展を促進するものと期待されるため今後 FTAAP に収斂するだろうと予測している。唱新 [2013] は、RCEP が TPP に対抗するために提起されたとは言え、TPP がアジア太平洋における最終財貿易の拡大に大きな役割を果たすと考えられるのに対して RCEP は東アジアの広域サプライ・チェーンの構築を目的としているという両者の性格の違いから、棲み分けによる相互補完関係があると指摘する。渡邊頼純 [2013] は、一方では米国中心の TPP と中国中心の RCEP という対立構造や TPP による ASEAN の分断やひいては東アジアの分断に対する反発という対立の側面はあることを指摘する。が、他方では質の高い FTA を目指す TPP には途上国への特別優遇措置が認めておらずしたがって後発途上国がいきなり TPP に参加することは難しいのに対して RCEP にはその配慮がなされており、RCEP で自由化の準備段階を経験してから TPP に進む、つまり RCEP は TPP の前段階と位置付けることができるため、両者は補完的な関係にあるという。馬田啓一 [2013] もまた、米国主導の TPP はハードルが高いため ASEAN 諸国の大半が飛び越えるのは容易ではない。それに対して、ASEAN 主導の RCEP は TPP よりもハードルが低いため困難ではない。しかし、ASEAN 諸国の中から TPP 参加国が増えれば TPP の自由化が RCEP の自由化を促進する可能性は十分に考えられるとして、今後両者は FTAAP に収斂するだろうと予想する。

TPP と RCEP に対する日本の立ち位置と今後の展望について考察することで、小論を締め括りたいと思う。すでに拙稿 [2012] で指摘したように、米国主導の TPP に中国は加盟せず、他方中国中心の RCEP に米国は入っていない。アジア太平洋の主要国の中で、日本のみが TPP と RCEP の両者に加わっている。ここから、岡部直明がその記事「アジア・太平洋の架け橋に— TPP と RCEP を東ねよ」で主張するように、両者の結節点に位置する日本が取り組むべき通商戦略は TPP と RCEP とを結合させる戦略であるという見解が出てくる (『日本経済新聞』2013年12月30日付け)。

日本が TPP と RCEP を結合させるという岡部直明の見解は、実はすでにふれた渡邊頼純も馬田啓一も共有している見解でもある。TPP と RCEP が結合する先は FTAAP であることも同じである。さらに言えば、前出の図表 1 「FTTAP への道」が紛れもなく示しているようにこの見

図表5：関税撤廃した場合のマクロ経済効果

・実質GDPが0.66%（3.2兆円）増加



(出所) 内閣官房 [2013], 「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」, 2013年3月15日発表, http://www.cas.go.jp/jp/TPP/pdf/2013/3/130315_touitsushisan.pdf/

解は経済産業省つまり日本政府公認の見解であることも明らかである。

このように TPP と RCEP とを結合させるといふ見解にはすくなくとも 2 つの重要な問題点があるように思われる。1 つは TPP と RCEP との整合性の欠如であり、他の 1 つは TPP の異質性の軽視である。

日本が TPP に加盟することは質の高い FTA、つまり関税の 100% 撤廃を受け入れることを意味する。他方、日本は RCEP の加盟国でもありこの RCEP には ASEAN10 カ国、中国、韓国およびインド以外にオーストラリアとニュージーランドが加わっている。鈴木宣弘 [2012] がすでに指摘している通り、日本はオーストラリアとニュージーランドに対して、TPP では関税の 100% 撤廃を約束しながら、他方柔軟な交渉が可能な RCEP では両国に対して例外品目を認めてもらうよう交渉することは相矛盾しており、整合的ではないのである。この問題は、TPP の異質性のそれと関連している。

なるほど TPP も RCEP も FTA であることには違いはないが、両者の間にはすでに見てきたように大きな差異がある。この点を、中川淳司 [2014] は鋭く指摘している。すこし長くなるが煩を厭わず引用しよう。

「TPP は、過去の FTA で扱ったことのない新たな規律を盛り込もうとしている。特に、競争政策の分野で議論されている国有企業の規制、分野横断の事項として議論されている規制の整合性 (regulatory coherence) は、TPP 交渉参加国の規制・制度のあり方を根本的に変える可能性がある。米国が TPP を広範囲で高水準の 21 世紀の FTA のモデルにしようとしている真意は、まさにこの点にある。」

「TPP は広範囲の製品の貿易自由化に加えてサービス貿易、政府調達と投資の自由化を目指しており、これらの分野における日本の国内市場の開放が日本の市場及び規制・制度に及ぼす影響は重要だ。」

ここにこれまでの FTA にはない TPP の異質性、より正確に言えば本質があり、米国の狙いがある。言い換えれば、規制の撤廃と制度の改変を通じて米国型の資本主義へと一その交渉スタイルに示されているように一強引に構造改革し米国多国籍企業が自由に行動できる環境を作り出

図表 6 : 産業連関表を用いたマクロの影響試算のポイント：政府試算との対比

	政府統一試算	当作業チームの試算
生産減少額	農林水産物 約3.0兆円	全産業 約10.5兆円 (農林水産物約3.5兆円)
関連産業への波及効果	試算せず	雇用効果を含め、試算
雇用	雇用全体は関税撤廃前と不変	全産業で約190万人 (農林水産業で約146万人)
GDPの増減	+0.66% (3.2兆円) 増	▲1.0% (約4.8兆円)

(出所) TPP 参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会・TPP 影響作業チーム [2013], 「産業連関表を用いた TPP によるマクロの影響試算(1)―農林水産業をはじめとする産業の生産、雇用への影響(減少分)―」, 2013年5月22日発表。http://www.atpp.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/tpp-iwj-1271.html/

図表 7 : FTA ごとの日本の GDP 増加率の比較

	GDP 増加率 (%)	経済厚生増加額 (千億円)
TPP	0.66%	除外なし 4.5
		農業・食品を除外 5.7
		自動車を除く 2.1
日中韓 FTA	0.74%	7.0
日中韓 + ASEAN	1.04%	8.5
RCEP (ASEAN + 日中韓 + インド, NZ, 豪)	1.10%	8.6

資料：内閣府試算と鈴木研究室グループ試算。注：1ドル=100円換算。

(出所) 鈴木宣弘 [2013], 「GTAP モデルによる TPP の影響試算の再検討」, http://www.atpp.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/tpp-iwj-1271.html/

すことを目的としているのである。こうしたやり方は、米国型資本主義と構造や発展段階等々が大きく異なる TPP の他の交渉国に大きな負担と犠牲を強いるものになり到底容易に受け入れることができないものであり、反発を招き TPP 交渉が難航していることはすでに見た通りである。この点で日本の場合も決して例外ではない。

内閣府 [2013] は TPP による関税撤廃の経済効果について政府統一試算を2013年3月15日に発表した(図表5「関税撤廃した場合のマクロ経済効果」, 参照)。それによれば, TPP が日本の GDP に及ぼす影響は, 消費が+3.0兆円(+0.61%), 投資+0.5兆円(+0.09%), 輸出+2.6兆円(+0.55%)であるのに対して, 輸入-2.9兆円(-0.60%), 農林水産物の生産額-3.0兆円, となっており差し引き, GDPを0.66%押し上げて3.2兆円増加するという事になっている。この内閣府の試算を検討しそこには, ①生産縮小→所得縮小→消費縮小→生産縮小という「跳ね返り」効果が考慮に入っていないこと(0.5兆円), ②農林水産物の生産額減が関連産業への波及効果が試算されていないこと(約7兆円), という問題点を指摘して試算をやり直したのが図表6「産業連関表を用いたマクロの影響試算のポイント―政府試算との対比」である。この図表は, ①農林水産物生産額約3.5兆円が関連産業へ波及して全産業で約10.5兆円もの減額が生じ, ②政府試算では行われなかった雇用への影響が全産業で約190万人の減少となること, および③GDPは1.0%のマイナス成長(約4.8兆円の減少), となることを示している。つまり, 日本農業に対する壊滅

図表8：TPPとRCEPの日本の輸出総額に占める割合(%) (2012年度) 単位：100億円

TPP		RCEP	
米 国	1,119	ASEAN	1,033
カナダ	82	中 国	1,159
メキシコ	85	韓 国	491
オーストラリア	147	オーストラリア	147
ニュージーランド	16	ニュージーランド	16
ブルネイ	1	インド	85
マレーシア	141		
シンガポール	186		
ヴェトナム	86		
チ リ	16		
ペルー	9		
合 計	1,888		2,931
輸出総額	6,375		6,375
割 合 (%)	29.6		46.0

(出所) 財務省貿易統計より作成, <http://www.customs.go.jp/toukei/info/>

とは期待薄である。他方、RCEPには今後とも世界の成長センターを担うことができる諸国(中国、韓国、インドネシア、インド等)が加盟しており、日本との貿易=経済関係も国際生産網の発展により期待できる。TPP交渉から脱退して、繁栄する東アジアとの共存=共栄の道を切り拓くRCEPを選択すべき時期に日本は来ているものと思われる。

(参考文献)

I. 日本語

- 馬田啓一 [2013], 「TPPとRCEP: ASEANの遠心力と求心力」, 『季刊 国際貿易と投資』 No. 91, Spring 2013.
- 経済産業省 [2013], 『通商白書』 (2013年版)。
- ジェトロ [2012], 『東アジアの地域包括的経済連携(RCEP)をどうみるか』, 日本貿易機構・海外調査部・アジア太平洋課・中国北アジア課, 2012年9月。
- ジェトロ [2013], 「到来! メガFTA時代」, 『ジェトロ・センサー』 2013年12月号。
- 唱新 [2013], 「東アジア貿易構造の変化とRCEPの可能性—新興国主導の地域統合は可能か?」, 『世界経済評論』 2013年5・6月号。
- 進藤栄一 [2013], 『アジア力の世紀—どう生き抜くのか』, 岩波新書。
- 菅原淳一 [2012], 「東アジア包括的経済連携協定(RCEP)交渉の展望」, 『国際金融』 1243号, 2012年12月1日。
- 菅原淳一 [2012], 「アジア太平洋における地域経済統合と日本の戦略—「アジア太平洋」・「東アジア」の二つの潮流と、「架け橋」としての日本—」, 『みずほ総研論集』 2012年II号。
- 鈴木宣弘 [2012], 「緊急提言—TPP反対をパフォーマンスで終わらせてはならない」, JA 全中『TPP ニュースレター』 第14号, 2012年11月9日。
- 鈴木宣弘 [2013], 「GTAPモデルによるTPPの影響試算の再検討」, <http://www.atpp.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/tpp-iwj-1271.html/>
- TPP参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会・TPP影響作業チーム [2013], 「産業連関表を

的打撃と関連する産業の大きな衰退, 約190万人の雇用機会の喪失, そして1%のマイナス成長という負担と犠牲を強いられることになるのである。

仮に政府試算を用いたとしても, 図表7「FTAごとの日本のGDP増加率の比較」が示すように, TPPの効果は最小であってRCEPの半分程度しかない。その理由はひとつは, 図表8「TPPとRCEPの日本の輸出総額に占める割合(%)」を見ることで理解することができる。日本の輸出に占める割合はTPP(29.6%)に対してRCEPの方がずっと大きく(46.0%), 加えてTPPの場合全体に占める米国の比重は59.2%と図抜けて大きくその米国は「国家輸出倍增計画」により対日輸入よりも対日輸出に力を入れており今後輸出が大きく増加すること

- 用いた TPP によるマクロの影響試算(1)―農林水産業をはじめとする産業の生産、雇用への影響(減少分)―, 2013年5月22日発表。http://www.atpp.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/tpp-iwj-1271.html/
11. 内閣官房 [2013], 「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」, 2013年3月15日発表, http://www.cas.go.jp/jp/TPP/pdf/2013/3/130315_touitsushisan.pdf/
 12. 中川淳司 [2014], 「TPP 交渉の行方と課題・1― TPP の背景と意義―」, 『貿易と関税』2014年1月号。
 13. 西口清勝 [2011], 「『東アジア共同体』か『APEC 共同体』か―アジア太平洋地域における地域協力と日本の進路―」, 『立命館経済学』第60巻第3号, 2011年9月。
 14. 西口清勝 [2012], 「野田内閣の TPP 交渉参加表明と今後の日本の進路―アメリカの新アジア太平洋戦略と ASEAN のアジア広域経済圏構想の検討を踏まえて―」, 『立命館経済学』第61巻第2号, 2012年7月。
 15. 萩原新次郎 [2011], 『日本の構造「改革」と TPP』, 新日本出版社。
 16. 渡邊頼純 [2013], 「活発化するアジア太平洋における地域統合―世界経済および地域経済の観点から」, 『国際問題』No. 622, 2013年6月。

II. 英語

1. Aekapol Chongvilavin [2013], “Trans-Pacific Partnership to Face 21st-Century Challenges”, *ISEAS Perspective*, 7 Oct., 2013, Singapore.
2. ASEAN [2011], “Bali Declaration on ASEAN Community in a Global Community of Nations: Bali Concord III”, http://www.aseansec.org/
3. ASEAN [2012a], “Joint Declaration on the Launch of Negotiations for the Regional Comprehensive Economic Partnership”, http://www.aseansec.org/
4. ASEAN [2012b], “Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership”, http://www.aseansec.org/
5. ASEAN [2013], “Chairman’s Statement of The 8th East Asia Summit”, http://www.aseansec.org/
6. Baldwin, Richard and Masahiro Kawai [2013], “Multilateralizing Asian Regionalism”, *ADB Working Paper Series*, No. 431, August 2013, Asian Development Bank Institute, Tokyo, Japan.
7. Sanchia Basu Das [2013a], “Moving ASEAN+1FTAs towards an effective RCEP”, *ISEAS Perspective*, 7 Jan., 2013, Singapore.
8. Sanchia Basu Das [2013b], “RCEP and TPP: Comparison and Concerns”, *ISEAS Perspective*, 10 May, 2013, Singapore.